

2013年7月4日

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室 御中

件名:動物愛護管理法に係る告示の改正案に関する意見

所在地:〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町 29 番 31 号 清桜 404

法人名:NPO 法人動物実験の廃止を求める会(JAVA)

電話番号:03-5456-9311

意見:

=====

< 告示の名称 >

動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針

=====

< 該当箇所 >

第1 動物愛護及び管理の基本的な考え方 (動物の愛護) [2 ページ]

< 意見内容 >

「人は、他の生物を利用し、その命を犠牲にしなければ生きていけない存在である。このため、動物の利用又は殺処分を疎んずるのではなく、自然の摂理や社会の条理として直視し、厳粛に受け止めることが現実には必要である。」

に「それとともに、少しでもその動物の犠牲が少なくなるよう努めることも必要である」を追記する。

< 理由 >

動物の利用や殺処分が存在するわけではあるが、それを直視し、受け止めるだけでなく、犠牲を少なくする努力をすることが人間の責任であることを認識すべきである。

< 該当箇所 >

第2 今後の施策展開の方向の2 施策別の取組の(1)普及啓発の 講ずべき施策のイ

[7 ページ]

< 意見内容 >

「動物との触れ合い事業の推進に当たっては、適正な飼養管理や動物のストレスを減らす配慮が必要であり、国によるガイドライン作成などそのあり方について検討すること。また、情操の涵養等を目的とした学校飼育動物についても適正な飼養管理が行われるよう検討すること。」

の一つ目の二重下線部分を「苦痛やストレスなどの負担」に修正する。二つ目の二重下線部分を「は、原則、飼養を行うべきではないことから、適正な飼養管理を行いつつ、廃止に向けて」に修正する。

< 理由 >

触れ合いによる動物が味わうのはストレスのみではなく、子どもに乱暴に扱われたりなどの肉体的苦痛や恐怖などもある。

休日に給餌給水を行わない、風雨や暑さ・寒さの防げない環境下に置く、病気や怪我をしても治療を受けさせないなど、学校や幼稚園等で飼養されている動物が劣悪な状態に置かれているという問題は各地で起こっており、当会にも多くの通報が寄せられている。

どんな生き物を飼養するにも、費用や手間が必要であるにも拘わらず、十分な予算を確保していない学校が多いうえに、そもそも児童・生徒の指導で手一杯の教師に動物の世話までさせることは不可能である。仮に獣医師や専門飼養者がいたとしても、子供たちに頻繁に触られる学校や幼稚園といった教育の場で動物を適切に飼養することは無理があり、原則、禁止にすべきである。即時、禁止は困難な現状を考慮し、禁止を睨んで、飼養できない方向に移行すべきである。

< 該当箇所 >

第2 今後の施策展開の方向の2 施策別の取組の(2)適正飼養の推進による動物の健康と安全の確保の 現状と課題 【7 ページ】

< 意見内容 >

「依然として安易な購入と飼養放棄、遺棄、虐待等の問題の発生が一部において見られている。(以下省略)」

の二重下線部分を「多数」に修正する。

<理由>

多くの自治体や動物愛護団体が、飼育放棄や遺棄、虐待された動物を多数保護し、新しい飼い主を探す取組に大変苦勞している現状から考えても、「一部において」というのは事実に反する誤った表現である。

<該当箇所>

第 2 今後の施策展開の方向の 2 施策別の取組の(3)動物による危害や迷惑問題の防止の 講ずべき施策のア [9 ページ]

<意見内容>

住宅密集地等において飼い主のいない猫に不妊去勢手術を施して地域住民の合意の下に管理する地域猫対策について、地域の実情を踏まえた計画づくり等への支援を含め、飼い主のいない猫を生み出さないための取組を推進し、猫の引取り数削減の推進を図ること。」の二重下線部分を削除する。

<理由>

地域猫活動の捉え方はさまざまである。また、たとえば「地域住民には話してはいないが、自分のできる範囲で不妊去勢手術だけ行う」といった取組でも、飼い主のいない猫の削減につながる貴重な行為である。飼い主のいない猫を減らすための活動は、ボランティアで行われている活動に大きく依存していることから、できるだけボランティアを増やすためには、その取組を細かく規定しすぎてハードルをあげたり、厳しく縛りつけるべきではない。

<該当箇所>

第 2 今後の施策展開の方向の 2 施策別の取組の(3)動物による危害や迷惑問題の防止の 講ずべき施策のイ [9 ページ]

<意見内容>

特定動物は、原則、飼養を行うべきではない旨を追記する。

<理由>

特定動物は安易に飼養すべきではないとの観点から、原則、飼養禁止にすべきである。即時、禁止は困難な現状を考慮し、禁止を睨んで、飼養できない方向に移行すべきである。

< 該当箇所 >

第 2 今後の施策展開の方向の 2 施策別の取組の(4)所有者明示(個体識別)措置の推進の 講ずべき施策のア 【10 ページ】

< 意見内容 >

「所有者明示措置の必要性に関する意識啓発や研究開発の促進を図るなどにより、犬又は猫に関する所有者明示の実施率の倍増を図ること。特に、マイクロチップの普及を推進すること。」の二重下線部分を削除する。

< 理由 >

所有者明示は、動物の種類や動物個々の特徴、性質、性格等を考慮して、装着の有無の判断や方法の選択を行い、動物に肉体的、精神的負担を与えてはならない。

さまざまな所有者明示方法があるなかでマイクロチップだけを例示することは偏りがあり、所有者がマイクロチップしかないように誤解しかねないため、例示は控えるべきである。

また、たとえば首輪など異物を装着するとパニックになる、異物が肌に触れるとアレルギー反応を示すなど、個体によっては識別器具の装着を行うことで、負担をかける場合もあり、識別器具の装着は慎重にすべきである。間違っても無理矢理装着するようなことあれば、虐待になりかねない。

< 該当箇所 >

第 2 今後の施策展開の方向の 2 施策別の取組の(6)実験動物の適正な取扱いの推進の現状と課題 【11 ページ】

< 意見内容 >

「実験動物の飼養等については、…(中略)…動物を科学上の利用に供することは、生命科学の進展、医療技術等の開発等のために必要不可欠なものであるが、(以下省略)」の二重下線部分を「行われているが、できる限り早く、動物を供する方法に代わる方法へ転換させることを目指し」に修正する。

< 理由 >

「必要不可欠なもの」としてしまえば、今後永久に「動物実験ありき」と述べているも同然である。これでは、動物の愛護及び管理に関する法律に 3R、とりわけ「できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用すること」が盛り込まれている意味がない。

また、動物実験に代わる実験方法の開発に携わる人々の研究を否定することにもなりかねず、この「必要不可欠なもの」の一言によって、研究者そして、国民の少しでも動物の犠牲を少なくすることに努める意欲が減退する。

< 告示の名称 >

家庭動物等の飼養及び保管に関する基準の改正素案

< 該当箇所 >

第1 一般原則の4 [1 ページ]

< 意見内容 >

「特に、家畜化されていない野生動物等については、…(中略)…人に危害を加えるおそれのある種が含まれていること等から限定的であるべきこと、適正な飼養には十分な経費等が必要であることを認識し、その飼養に先立ち慎重に検討すること。」

の二重下線部分を「原則、飼養を行うべきではないこと」と修正する。

< 理由 >

野生動物は安易に飼養すべきではないとの観点から、原則、飼養禁止にすべきである。即時、禁止は困難な現状を考慮し、禁止を睨んで、飼養できない方向に移行すべきである。

< 該当箇所 >

第3 共通基準の1 健康及び安全の保持の(2) [2 ページ]

< 意見内容 >

「疾病及びけがの予防等の家庭動物等の日常の健康管理に努めるとともに、…(中略)…みだりに殴打、酷使する等は虐待となるおそれがあることを十分認識すること。」

の二重下線部分を削除する。

< 理由 >

殴打は、みだりであるなしの区別なく、「虐待」に他ならない。また、「みだりに」があることで殴

打してもよい場合もあるかのような誤解を与える。また、「みだりに酷使すること」は、本法第44条の2に規定された、れっきとした「虐待」であり、「おそれがある」と曖昧な記述にすべきではない。

< 該当箇所 >

第3 共通基準の1 健康及び安全の保持の(3) [3 ページ]

< 意見内容 >

「所有者等は、…(中略)…適切な衛生状態の維持に配慮すること。」

の二重下線部分を「衛生状態を維持すること。」に修正する。

< 理由 >

適切な衛生状態の維持は、所有者の最低限の義務であり、「配慮すること」では弱すぎる。

< 該当箇所 >

第3 共通基準の2 生活環境の保全の(2) [3 ページ]

< 意見内容 >

「所有者等は、自ら飼養及び保管する家庭動物等を、みだりに排せつ物の堆積した施設又は他の動物の死体が放置された施設であって自己の管理するものにおいて飼養及び保管することは虐待となるおそれがあることを十分認識し、(以下、省略)」

の二重下線部分を削除する。

< 理由 >

「みだりに排せつ物の堆積した施設又は他の動物の死体が放置された施設であって自己の管理するものにおいて飼養及び保管すること」は、本法第44条の2に規定された、れっきとした「虐待」であり、「おそれがある」と曖昧な記述にすべきではない。

< 該当箇所 >

第3 共通基準の3 適正な飼養数 [3 ページ]

< 意見内容 >

「所有者等は、…(中略)…虐待となるおそれがあることを十分に認識すること。」

の二重下線部分を削除する。

<理由>

「適切な管理ができない場合」は、つまり本法第 44 の 2 に該当する行為であり、明らかに「虐待」であることから、「おそれがある」は削除すべきである。

<該当箇所>

第 3 共通基準の 4 繁殖制限 [3 ページ]

<意見内容>

「所有者は、その飼養及び保管する家庭動物等が繁殖し、飼養数が増加しても、適切な飼養環境及び終生飼養の確保又は適切な譲渡が自らの責任において可能である場合を除き、原則としてその家庭動物等について去勢手術、不妊手術、雌雄の分別飼育等その繁殖を制限するための措置を講じること。」

の二重下線部分を削除する。

<理由>

「その飼養及び保管する家庭動物等が繁殖し、飼養数が増加しても、適切な飼養環境及び終生飼養の確保又は適切な譲渡が自らの責任において可能である場合を除き」と除外規定を定めていることから、さらに「原則として」といった規制を緩める文言は必要ない。繁殖制限の徹底が殺処分の減少に不可欠なことは明らかであり、繁殖制限は厳しく規定すべきである。また、発情した個体が同家屋だけでなく近距離にいただけで、ストレスや心身に苦痛を感じ、犬猫など動物種によっては、雌雄の分別飼育は適切な繁殖制限ではないケースも多い。よって、措置の例として、雌雄の分別飼育をここに示すべきではない。

<該当箇所>

第 3 共通基準の 5 動物の輸送の(1) [4 ページ]

<意見内容>

「家庭動物等の疲労及び苦痛をできるだけ小さくするため、(以下省略)」

の一つ目の二重下線部分を「疲労及び心身の苦痛」に修正し、二つ目の二重下線部分を削除する。

<理由>

輸送における動物の負担には、ストレスや恐怖など精神的なものも多く、それらも少なくする配慮が必要であるため。

<該当箇所>

第3 共通基準の7 逸走の防止等の(3) [4 ページ]

<意見内容>

「逸走した場合に所有者の発見を容易にするためマイクロチップを装着する等の所有明示をすること。」

の二重下線部分を「所有者明示をするよう努めること」に修正する。

<理由>

所有者明示は、動物の種類や動物個々の特徴、性質、性格等を考慮して、装着の有無の判断や方法の選択を行い、動物に肉体的、精神的負担を与えてはならない。

さまざまな所有者明示方法があるなかでマイクロチップだけを例示することは偏りがあり、所有者がマイクロチップしかないように誤解しかねないため、例示は控えるべきである。

また、たとえば首輪など異物を装着するとパニックになる、異物が肌に触れるとアレルギー反応を示すなど、個体によっては識別器具の装着を行うことで、負担をかける場合もあり、識別器具の装着は慎重にすべきである。間違っても無理矢理装着するようなことあれば、虐待になりかねないため、「努めること」という努力規定に留めるべきである。

<該当箇所>

第5 猫の飼養及び保管に関する基準の6 [8 ページ]

<意見内容>

「飼い主のいない猫を管理する場合には、不妊去勢手術を施して周辺地域の住民の合意の下に給餌及び給水、排せつ物の適正な処理等を行う地域猫対策など、周辺の生活環境及び引取り数の削減に配慮した管理を実施するよう努めること。」

の二重下線部分を次のように修正する。

「飼い主のいない猫の世話する場合には、不妊去勢手術を施してマナーある給餌及び給水等を行う地域猫対策など、周辺の生活環境及び引取り数の削減になりえる方法で実施する

よう努めること。」

<理由>

地域猫活動の捉え方はさまざまである。また、たとえば「給餌給水や排泄物の処理はできないが不妊去勢手術だけ行う」といった取組でも、飼い主のいない猫の削減につながる貴重な行為である。飼い主のいない猫を減らすための活動は、ボランティアで行われている活動に大きく依存していることから、できるだけボランティアを増やすためには、その取組を細かく規定しすぎてハードルをあげたり、厳しく縛りつけるべきではない。

<該当箇所>

第6 学校、福祉施設等における飼養及び保管【8 ページ】

<意見内容>

学校など教育の場では、「原則、動物の飼養を行うべきではないこと」旨を追加する。

<理由>

休日に給餌給水を行わない、風雨や暑さ・寒さの防げない環境下に置く、病気や怪我をしても治療を受けさせないなど、学校や幼稚園等で飼養されている動物が劣悪な状態に置かれているという問題は各地で起こっており、当会にも多くの通報が寄せられている。

どんな生き物を飼養するにも、費用や手間が必要であるにも拘わらず、十分な予算を確保していない学校が多いうえに、そもそも児童・生徒の指導で手一杯の教師に動物の世話までさせることは不可能である。仮に獣医師や専門飼養者がいたとしても、子供たちに頻繁に触られる学校や幼稚園といった教育の場で動物を適切に飼養することは無理があり、原則、禁止にすべきである。即時、禁止は困難な現状を考慮し、禁止を睨んで、飼養できない方向に移行すべきである。

劣悪な飼養を放置しておくことは、児童や生徒へ間違った動物飼育や愛護意識を持たせかねず、重大な問題である。

<該当箇所>

第6 学校、福祉施設等における飼養及び保管の5【9 ページ】

< 意見内容 >

「管理者は、学校、福祉施設等の休日等においても、動物の飼養及び保管が適切に行われるよう配慮すること。」

の二重下線部分を「にしなければならない」に修正する。

< 理由 >

適切な飼養や保管は、管理者の最低限の義務であり、「配慮すること」では弱すぎる。特に休日等にも給餌及び給水を行うなどは当然かつ義務であることを示すべきである。

< 該当箇所 >

第 6 学校、福祉施設等における飼養及び保管の 7 【9 ページ】

< 意見内容 >

「管理者は、地震、火災等の非常災害に際しても、動物の飼養及び保管が適切に行われるよう配慮すること。」

の二重下線部分を「努めなければならない」に修正する。

< 理由 >

飼養動物の適切な飼養や管理は、管理者の最低限の責務である。いくら災害時のこととはいえ、「配慮すること」では弱すぎる。

=====
< 告示の名称 >

展示動物の飼養及び保管に関する基準の改正素案

=====

< 該当箇所 >

第 1 一般原則の 2 動物の選定 【1 ページ】

< 意見内容 >

「管理者は、…(中略)…また、家畜化されていない野生動物等に係る選定については、…(中略)…逸走した場合は人への危害及び環境保全上の問題等が発生するおそれ

が大きいこと等からその飼養については限定的であるべきことを勘案しつつ、慎重に検討すべきであること。(以下省略)」

の二重下線部分を「原則、飼養を行うべきではないこと」に修正する。

<理由>

野生動物は安易に飼養すべきではないとの観点から、原則、飼養禁止にすべきである。即時、禁止は困難な現状を考慮し、禁止を睨んで、飼養できない方向に移行すべきである。

<該当箇所>

第1 一般原則の3 計画的な繁殖等 [1 ページ]

<意見内容>

「管理者は、…(中略)…計画的な繁殖を行うように努めること。また、必要に応じて、去勢手術、不妊手術、雌雄の分別飼育等その繁殖を制限するための措置又は施設への譲渡し若しくは貸出しの措置を適切に講ずるように努めること。さらに、遺伝性疾患が生じるおそれのある動物を繁殖の用に供さないように努めること。とともに、遺伝性疾患が生じるおそれが高いことから過度な近親交配を行わないように努めること。」

の二重下線部分をそれぞれ、「繁殖を行う場合には、計画的な繁殖を行うこと」「去勢手術、不妊手術等」「講じなければならない」「供さないようにする」「すること」に修正する。

<理由>

この項は繁殖を行うことが前提となった書きぶりになっているが、展示動物であっても経営状態などを鑑み、「これ以上増やさない」という判断もされるべきである。そのため、「繁殖を行う場合には」と追記するべきである。またすべて「努めること」と弱い規定になっている。

「計画的な」「必要の応じて」「過度な」などの文言により規定緩和がなされており、さらに「努めること」といった緩める文言は必要ない。計画的な繁殖は、展示動物を扱う業者の崩壊、それにとまなう動物の殺処分の減少に不可欠なことは明らかであり、繁殖制限は厳しく規定すべきである。

また、発情した個体が同家屋だけでなく近距離にいただけで、ストレスや心身に苦痛を感じ、犬猫など動物種によっては、雌雄の分別飼育は適切な繁殖制限ではないケースも多い。よって、措置の例として、雌雄の分別飼育をここに示すべきではない。

< 該当箇所 >

第1 一般原則の4 終生飼養等 [2 ページ]

< 意見内容 >

「管理者は、…(中略)…また、やむを得ず殺処分しなければならないときであっても、できる限り、苦痛(恐怖及びストレスを含む。以下同じ。)を与えない適切な方法を採用とともに、獣医師等によって行われるように努めること。」

の最初の2箇所の二重下線部分を削除し、「努めること」は「すること」に修正する。

< 理由 >

苦痛のない方法によって殺処分するには、獣医学的な知識と技術が必要であることから獣医師以外の者が行うべきではない。

< 該当箇所 >

第3 共通基準の1 動物の健康及び安全の保持の(1) 飼養及び保管の方法のク [4 ページ]

< 意見内容 >

「犬又は猫の展示を行う場合には、原則として、午前八時から午後八時までの間において行うこと。」

の二重下線部分を削除する。

< 理由 >

施行規則第8条第4項において、犬猫の夜間展示は禁じられているにもかかわらず、ここに「原則として」とあることで、必ずしも守らなければならない規定ではないかのような誤解を与える。猫カフェの例外を考慮し、この「原則として」とあるならば、「原則として」は削除し、具体的に例外を示すべきである。

< 該当箇所 >

第3 共通基準の6 輸送時の取扱いの(1) [8 ページ]

< 意見内容 >

「展示動物の疲労及び苦痛を軽減するため、できるだけ短い時間により輸送できる方法を採用

るとともに、必要に応じ適切な休憩時間を確保すること。」

の二重下線部分を「疲労及び心身の苦痛」に修正する。

<理由>

輸送における動物の負担には、ストレスや恐怖など精神的なものも多く、それらも少なくする配慮が必要であるため。

<該当箇所>

第3 共通基準の7 施設廃止時の取扱い【8ページ】

<意見内容>

「管理者は、施設の廃止に当たっては、…(中略)…飼養及び保管している展示動物を他の施設へ譲り渡すように努めること。また、あらかじめ、展示動物の譲渡先を探すための体制の確保に努めること。

やむを得ず展示動物を殺処分しなければならない場合は、できる限り、苦痛を与えない適切な方法を採るとともに、獣医師等によって行われるように努めること。」

の一つ目の二重下線部分を「譲り渡し、動物愛護にかなった扱いを行うこと。また、万が一のため、あらかじめ、譲渡先となる施設を決めておくこと」に修正する。さらに、二つ目の二重下線部分は「動物の心身に」に修正し、三つ目の二重下線部分の「等」は削除し、四つ目の二重下線部分は「すること」に修正する。

<理由>

展示動物は、子供の情操等を目的として飼養されているケースがほとんどであり、それら展示動物に親しみを持っている国民も多い。施設の閉鎖によって、たとえば畜産動物や実験動物とされることは、到底社会的理解が得られず、譲渡先において譲渡された動物が愛護にかなった扱いをされるよう規定すべきである。

また、苦痛のない方法によって殺処分するには、獣医学的な知識と技術が必要であることから獣医師以外の者が行うべきではない。

<該当箇所>

第4 個別基準の1 動物園等における展示の(1)展示方法のア【9ページ】

< 意見内容 >

展示される動物に負担をかけないようにすることを追記する。

< 理由 >

ここでは観覧者に対する配慮しか触れられていない。動物の負担軽減を最優先すべきである。

< 該当箇所 >

第4 個別基準の1 動物園等における展示の(1)展示方法のイ 【9 ページ】

< 意見内容 >

「動物園動物又は触れ合い動物の飼養及び保管を適切に行う上で必要と認められる場合を除き、本来の形態及び習性を損なうような施術、着色、拘束等をして展示しないこと。」
の二重下線部分を削除する。

< 理由 >

「本来の形態及び習性を損なうような施術、着色、拘束」は虐待に他ならない。これらをしないと展示できないならば、展示すべきではない。

< 該当箇所 >

第4 個別基準の1 動物園等における展示の(1)展示方法のウ 【9 ページ】

< 意見内容 >

「動物に演芸をさせる場合には、演芸及びその訓練は、動物の生態、習性、生理等に配慮し、動物をみだりに殴打し、酷使する等の虐待となるおそれがある過酷なものにならないようにすること。」
の一つ目の二重下線部分を削除し、二つ目の二重下線部分を「酷使する等の虐待、又は虐待のおそれがある」に修正する。

< 理由 >

殴打は、みだりであるなしの区別なく、「虐待」に他ならない。また、「みだりに」があることで殴打してもよい場合もあるかのような誤解を与える。また、「みだりに酷使すること」は、本法第44条の2に規定された、れっきとした「虐待」である。

< 該当箇所 >

第4 個別基準の1 動物園等における展示の(4)展示場所の移動【10 ページ】

< 意見内容 >

「短期間に移動を繰り返しながら仮設の施設等において動物園動物又は触れ合い動物を展示する」行為は、「原則、行うべきではない」旨を追加する。

< 理由 >

移動の際の動物の疲労や心身の苦痛の問題は大きく、当該基準においても「第2 共通基準の6 輸送時の取扱い」が規定されている。輸送のなかでも短期間に移動を繰り返す移動展示はその負担は大きいことから、原則、禁止すべきである。即時、禁止が困難であるならば、禁止を睨んで、行えない方向に移行すべきである。

< 該当箇所 >

第4 個別基準の1 動物園等における展示の(5)展示動物との接触のイ【11 ページ】

< 意見内容 >

「観覧者と動物園動物及び触れ合い動物との接触を行う場合には、観覧者に対しその動物に過度な苦痛を与えないように指導するとともに、その動物に適度な休息を与えること。」の二重下線部分を「心身の」に修正する。

< 理由 >

仮に「過度な苦痛」を与えていたら「虐待」である。動物に負担のない扱いをするのは当然である。また観覧者に触れられることによる負担は肉体的なものに留まらず、ストレスや恐怖など精神的なものも多い。それらを少なくし、なくすための配慮が必要である。

< 該当箇所 >

第4 個別基準の2 販売の(1)展示方法【11 ページ】

< 意見内容 >

「販売動物の展示に当たっては、第3の1の(2)に定める施設に適合する施設において飼養及び保管するとともに、販売動物に過度の苦痛を与えないように、展示の時間及び当該施設

内の音、照明等を適切なものとする。」

の二重下線部分を「心身の」に修正する。

<理由>

仮に「過度な苦痛」を与えていたら「虐待」である。展示されているだけでストレスになっている動物にこれ以上負担のない扱いをするのは当然である。負担は肉体的なものに留まらず、ストレスや恐怖など精神的なものも多い。それらを少なくし、なくすための配慮が必要である。

=====
<告示の名称>

実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準の改正素案

=====

<該当箇所>

第1 一般原則の1 基本的な考え方 [1 ページ]

<意見内容>

「動物を科学上の利用に供することは、生命科学の進展、医療技術等の開発等のために必要不可欠なものであるが、(以下省略)」

の二重下線部分を「行われているが、できる限り早く、動物を供する方法に代わる方法へ転換させることを目指し」に修正する。

<理由>

「必要不可欠なもの」としてしまえば、今後永久に「動物実験ありき」と述べているも同然である。これでは、動物の愛護及び管理に関する法律に3R、とりわけ「できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用すること」が盛り込まれている意味がない。

また、動物実験に代わる実験方法の開発に携わる人々の研究を否定することにもなりかねず、この「必要不可欠なもの」の一言によって、研究者そして、国民の少しでも動物の犠牲を少なくすることに努める意欲が減退する。

<該当箇所>

第3 共通基準の6 輸送時の取扱いのア [6 ページ]

< 意見内容 >

「なるべく短時間に輸送できる方法を採用すること等により、実験動物の疲労及び苦痛をできるだけ小さくすること。」

の一つ目の二重下線部分を「疲労及び心身の苦痛」に修正する。二つ目の二重下線部分を削除する。

< 理由 >

輸送における動物の負担には、ストレスや恐怖など精神的なものも多く、それらも少なくする配慮が必要であるため。

< 該当箇所 >

第3 共通基準の7 施設廃止時の取扱い【7 ページ】

< 意見内容 >

「管理者は、施設の廃止に当たっては、実験動物が命あるものであることにかんがみ、その有効利用を図るために、飼養又は保管をしている実験動物を他の施設へ譲り渡すよう努めること。やむを得ず実験動物を殺処分しなければならない場合にあっては、動物の殺処分方法に関する指針(平成7年7月総理府告示第40号。以下「指針」という。)に基づき行うよう努めること。」

の二重下線部分を削除する。

< 理由 >

実験動物が一般家庭に譲渡され、家庭動物となり、終生、愛情をもって飼養されることもある。よって譲渡目的を「有効利用」に限定したり、譲渡先を「他の施設」に限定すべきではない。また、殺処分方法については、本法第40条第1項に「できる限りその動物に苦痛を与えない方法によってしなければならない」と定められており、「努めること」では弱すぎる。

=====

< 告示の名称 >

産業動物の飼養及び保管に関する基準の改正素案

=====

< 該当箇所 >

第1 一般原則 [1 ページ]

< 意見内容 >

「管理者及び飼養者は、産業動物の生理、生態、習性等を理解し、かつ、産業等の利用に供する目的の達成に支障を及ぼさない範囲で適切な給餌及び給水、必要な健康の管理及びその動物の種類、習性等を考慮した環境を確保するとともに、責任をもってこれを保管し、産業動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害及び人の生活環境の汚損を防止するように努めること。」

の二重下線部分を削除する。また、素案で削除されていた「愛情をもって飼養するように努めるとともに」を残す。

< 理由 >

「産業等の利用に供する目的の達成に支障を及ぼさない範囲で」の一文がなくとも、それがこの基準の規定事項の前提であることは明らかであり、あえて述べる必要はない。

ことさら、「産業等の利用に供する目的の達成に支障を及ぼさない範囲で」と述べれば、産業動物管理者や飼養者は安易にこれを利用し、産業動物の福祉をないがしろにするどころか、本来遵守すべき基準等に定められた事項を怠りかねない。

また、天寿を全うすることなく殺される産業動物でも、飼養されている間、愛情を注がれるべきであるのは当然であり、「愛情をもって飼養するように努めるとともに」を削除する意図が理解できない。これを削除するならば、ますます産業動物の福祉が軽視されかねない。

< 該当箇所 >

第3 産業動物の衛生管理及び安全の保持のタイトル [1 ページ]

< 意見内容 >

「第3 産業動物の衛生管理及び安全の保持」

の二重下線部分を「健康及び衛生管理並びに安全」に修正する。

<理由>

家庭動物、展示動物、実験動物については、「健康及び安全の保持」となっているのに対し、産業動物のみ「健康」ではなく「衛生管理」となっていることに違和感がある。産業動物の福祉を重視したならば、「健康」も入れるべき。

<該当箇所>

第3 産業動物の衛生管理及び安全の保持の1~5【1~2ページ】

<意見内容>

1~5の全文を次の1~9に差し替える。

管理者及び飼養者は、動物の飼養及び保管に当たっては、次に掲げる事項に留意しつつ、産業動物に必要な運動、休息及び睡眠を確保するとともに、健全に成長し、かつ、本来の習性が発現できるようにすること。

- 1 産業動物の種類、数、発育状況及び健康状態に応じて適正に給餌及び給水を行うこと。また、産業動物の飼養及び保管の環境の向上を図るため、種類、習性等に応じ、給餌及び給水方法を工夫すること。
- 2 管理者及び飼養者は、産業動物の疾病及び負傷の予防及び寄生虫の防除のため、日常の健康と衛生管理に努めるとともに、疾病にかかり、又は負傷し、又は死亡した動物に対しては、その原因究明を含めて、獣医師による適切な措置が講じられるようにすること。また、みだりに疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないことは、動物の虐待となることについて十分に認識すること。
- 3 他の施設から動物を搬入するに当たっては、当該動物が健康であることを確認するまでの間、他の動物との接触をしないようにするとともに、飼養環境への順化順応を図るために必要な措置を講じること。
- 4 群れ等を形成する動物については、その規模、年齢構成、性比等を考慮し、できるだけ複数で飼養及び保管すること。
- 5 異種又は複数の動物を同一施設内で飼養及び保管する場合には、動物の組合せを考慮した収容を行うこと。
- 6 疾病にかかり、若しくは負傷した動物、妊娠中の若しくは幼齢の動物を育成中の動物又は高齢の動物については、隔離し、又は治療する等の必要な措置を講ずるとともに、適切な給餌及び給水を行い、並びに休息を与えること。

- 7 管理者及び飼養者は、産業動物の適正な飼養又は保管を行うため、産業動物の健康及び衛生管理並びに安全の保持に関する知識と技術を習得するように努めること。
- 8 管理者は、産業動物の飼養又は保管に当たっては、健康及び衛生管理並びに安全の保持に必要な設備を設けるようにすること。
- 9 管理者及び飼養者は、産業動物の使役等の利用に当たっては、産業動物の健康と安全の保持に努めるとともに産業動物に対する虐待を防止すること。

<理由>

現行の規定は家庭動物、展示動物、実験動物の基準と比べてもかなりお粗末である。最低でも、展示動物の基準に記されていて、産業動物にも当てはまる「健康及び安全の保持」に関する規定事項は盛り込むべきである。

<該当箇所>

第4 導入・輸送に当たっての配慮の3 [2ページ]

<意見内容>

「産業動物の輸送に当たる者は、その輸送に当たっては、産業動物の衛生管理及び安全の保持に努めるとともに、産業動物による事故の防止に努めること。」

を次のように修正する。

「産業動物の輸送に当たる者は、その輸送に当たっては、次に掲げる事項に留意しつつ、産業動物の健康及び安全の確保並びに産業動物による人への危害及び環境保全上の問題等の発生の防止に努めること。

- (1) 産業動物の疲労及び心身の苦痛を軽減するため、できるだけ短い時間により輸送できる方法を採用するとともに、適切な休憩時間を確保すること。
- (2) 産業動物の種類、性別、性質等を考慮して、適切に区分して輸送する方法を採用するとともに、輸送に用いる車両、容器等は、産業動物の安全の確保、衛生の管理及び逸走の防止を図るために必要な規模及び構造のものを選定すること。
- (3) 適切な間隔で給餌及び給水を行うとともに、適切な換気及び通風により適切な温度及び湿度を維持すること。」

<理由>

現行の規定はあまりに大雑把で曖昧なものである。最低限、展示動物の輸送の規定にならうべきである。

=====

< 告示の名称 >

**動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置についての改正
素案**

=====

< 該当箇所 >

第5 動物の健康及び安全の保持 [3 ページ]

< 意見内容 >

「動物個々の性質、性格を考慮して、装着を判断し、肉体的、精神的負担を与えないようにすること」を追加する。

< 理由 >

たとえば首輪など異物を装着するとパニックになる、異物が肌に触れるとアレルギー反応を示すなど、個体によっては識別器具の装着を行うことで、負担をかける場合もあり、識別器具の装着は慎重にすべきである。間違っても無理矢理装着するようなことあれば、虐待になりかねないため。

< 該当箇所 >

第8 犬猫等販売業者等の責務 [3 ページ]

< 意見内容 >

この箇所すべてを削除する。

< 理由 >

マイクロチップの装着を前提にした規定になっている。しかし、マイクロチップについては、今後、狂犬病予防法との兼ね合いやマイクロチップやリーダー、データベース管理等の技術的な点、さらに装着に関する啓発など、さらなる検討や施策を要する段階であり、現時点でこの規定を盛り込むことは時期尚早である。

< 告示の名称 >

犬及びねこの引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置についての改正素案

< 該当箇所 >

第1 犬及び猫の引取りの1 [1 ページ]

< 意見内容 >

「都道府県等(法第35条第1項に規定する都道府県等をいう。以下同じ。)の長(以下「都道府県知事等」という。)は、犬又は猫の引取りの場所等の指定に当たっては、住民の便宜を考慮するとともに、引取りの場所等について、住民への周知徹底に努めること。また、都道府県等は、この引取り措置は、緊急避難として位置付けられたものであり、今後の終生飼養、みだりな繁殖の防止等の所有者又は占有者の責任の徹底につれて減少していくべきものであるとの観点に立って、引取りの拒否又は引取りを行うように努めること。」

の二重下線部分を削除する。

< 理由 >

「引取りの場所等の指定に当たっては、住民の便宜を考慮する」というこの一文を根拠に、引取り業務の一環として、依然として日時や場所を指定して犬猫を回収してまわる引取りを行うシステム(以下、定時定点収集という)が一部の自治体で行われている。しかし、このような行政サービスは、安易な飼育放棄を助長する。

そして、定時定点収集は、自治体から委託を受けた動物飼育に関する知識のない業者、例えば運送会社等が行うこともあり、引取りの際の飼養の継続や繁殖制限等の必要な指導が適正に行われていないのが現状である。安易な理由で引取りを求める飼い主に対して、何ら咎めることなく、収集場所を点々と巡り、犬や猫を集めて回るこのシステムはまさにゴミ収集と同じであり、動物愛護法の理念に反するものである。これでは、当該告示の次項「第1 犬及びねこの引取りの2」に示されている「飼養の継続及び生殖を不能にする不妊又は去勢その他の措置に関する必要な助言」がきちんと行えず、矛盾が生じてくる。

こういった問題だけでなく、いまや、定時定点収集を実施していない、もしくは廃止した自治体のほうが圧倒的に多い状況で、そこから判断しても、この一文は動物愛護法の理念に反する

だけでなく、時代の流れにも逆らったものになっている。

そして、終生飼養を定めた動物愛護法に反し、安易な理由で引取りを求めるような一部のモラルの低い住民のために、貴重な税金を使ってこのような行政サービスを行うことは極めて不公平であり、健全な市民から強い反発を招いている。

そのようなことから、二重下線部分の削除を強く求める。

なお、この条項の削除による「野外に放棄する者が増える」といった懸念は、遺棄という犯罪防止を強化することで対処が可能と考える。

< 該当箇所 >

第1 犬及び猫の引取りの2【1 ページ】

< 意見内容 >

「都道府県知事等は、…(中略)…引取りを拒否するよう努めること。ただし、生活環境の保全上の支障を防止するために必要と認められる場合については、引取りを求める事由、頻度及び頭数に応じて、飼養の継続及び生殖を不能にする不妊又は去勢その他の措置に関する必要な助言を行った上で引取りを行うように努めること。」

の二重下線部分を「行い、二度と引取りを求めることのないよう、所有者に厳しい対処をした上で引取りを行うことができる」に修正する。

< 理由 >

このたびの動物愛護法の改正により、第35条第1項の既存の条文に「都道府県等が、犬猫等販売業者から犬又は猫の引取りを求められた場合その他の終生飼養の責務の趣旨に照らして引取りを求める相当の事由がないと認められる場合には、その引取りを拒否することができる」旨が追加された。

また、衆参両議院の環境委員会決議に「六 犬猫の引取り数の減少が殺処分頭数の減少に寄与することに鑑み、引取りの要件を厳格化し、引取りを繰り返し求める者や不妊去勢手術を怠ってみだりに繁殖させた者からの引取りを拒否できるようにするなど、引取り数の更なる減少を目指すこと」と盛り込まれた。

それらを鑑み、やむなく引き取る場合に、引取りを求めた所有者に対して、厳しい再発防止の徹底指導を行う旨も明記するべきである。

< 該当箇所 >

第1 犬及び猫の引取りの3【1 ページ】

< 意見内容 >

以下の一文を追記する。

「また、法第35条第3項の規定により、猫を引き取る場合においては、駆除目的での捕獲や虐待など動物愛護に反する行為を行う者から引き取ることをないように十分に留意すること。」

< 理由 >

全国各地で、猫を疎ましく思っている市民が無差別に猫を捕獲器などで捕獲し、捕獲された猫であると知りながら引き取った自治体によって、殺処分され続けている。愛護動物である猫を「邪魔だ、迷惑だ」と捕獲し、殺すことをやめさせられない国では、殺処分ゼロは到底実現できない。

そのようなことから、動物愛護法改正の際、与野党の国会議員の皆様はこの実態を訴え、その結果、衆参両議院の環境委員会決議において、「八（略）なお、駆除目的に捕獲された飼い主のいない猫の引取りは動物愛護の観点から原則として認められないが、（略）」と盛り込まれた。

よって、この付帯決議に基づき、十分留意して引取りの対応をすべきであることを追記すべきである。

< 該当箇所 >

第3 保管、返還及び譲渡の5 [3 ページ]

< 意見内容 >

「保管動物の譲渡しに当たっては、飼養を希望する者に対して事前に飼養方法等に関する講習等を行うとともに、マイクロチップの装着及び不妊又は去勢の措置が確実に行われるようにするための措置を講じるように努めること。（以下省略）」

の二重下線部分を削除する。

< 理由 >

所有者明示は、動物の種類や動物個々の特徴、性質、性格等を考慮して、装着の有無の判断や方法の選択を行い、動物に肉体的、精神的負担を与えてはならない。

さまざまな所有者明示方法があるなかでマイクロチップだけを例示することは偏りがあり、所有者がマイクロチップしかないように誤解しかねないため、例示は控えるべきである。

また、たとえば首輪など異物を装着するとパニックになる、異物が肌に触れるとアレルギー反応を示すなど、個体によっては識別器具の装着を行うことで、負担をかける場合もあり、識別器具の装着は慎重にすべきである。間違っても無理矢理装着するようなことあれば、虐待になりかねないため、所有者明示は努力規定に留めるべきである。

< 該当箇所 >

第4 処分 [3 ページ]

< 意見内容 >

今回の「又は動物を教育、試験研究用若しくは生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供する者」を削除する改正案に大いに賛成である。

さらに、次のように殺処分より譲渡を優先すること等を追記していただきたい。

「1. 保管動物の処分は、所有者への返還、飼養することを希望する者への譲渡を最優先し、やむを得ず殺処分する場合においては、できる限り苦痛を与えない方法によって行わなければならない。

2. 飼養することを希望する者へ譲渡する場合においては、適正に終生飼養できる者であるかどうかを厳しく審査すること。」

< 理由 >

ご存知の通り、多くの自治体が行っていた動物実験用の譲渡(以下、払い下げという)も、90年代以降、徐々に廃止する自治体が増え、平成17年度末をもって払い下げを行っている自治体はなくなった。これは、国民の動物愛護意識の向上に自治体が応えたものと言える。

そもそも、犬猫の払い下げは何ら義務はなく、単なる悪習によるものであり、動物愛護行政の推進を阻害する行為に他ならない。また、行政の業務は本来、法律に基づく公正なものでなければならないが、払い下げに関する業務費用はすべて市民の税金で賄われていた。一部研究機関への不当な税金運用であることから、払い下げを決して容認することはできない。

さらに、やむを得ない理由により、殺処分を行う場合においては、できる限り苦痛を与えない方法によることを動物愛護法で定めているが、実験転用がもたらす苦痛と恐怖は犬猫にとって耐え難いものであり、処分方法のひとつとして実験殺を選択することは同法に違反している。

この規定を残しておくことに、高い動物愛護意識を持つようになった多くの国民は到底納得せず、その国民の声に応えた自治体の決断をも否定することにもなる。

よって、「第4 処分」から、「動物を教育、試験研究若しくは生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供する者への譲渡」の一文を削除し、本来の動物愛護に適った、生存の機会を与えることを最優先にした内容への改正を強く求める。

< 該当箇所 >

第5 死体の処理 [4 ページ]

< 意見内容 >

「動物の死体は、専用の処理施設を設けている場合には当該施設において、専用の処理施設が設けられていない場合には廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)の定めるところにより、処理すること。ただし、化製その他の経済的利用に供しようとする者へ払い下げる場合は、この限りでない。」

の二重下線部分を削除する。

< 理由 >

「ただし、化製その他の経済的利用に供しようとする者へ払い下げる場合は、この限りでない」という一文は、次の理由から削除すべきである。

動物はモノではない。どうせ殺す生命だから、死体だから、と有効利用しようという考えは、人道に反していて、善良な市民は決して容認しない。また、放棄した飼い主の罪悪感を薄めることにもなる。

これでは、繰り返し持ち込むような常習者をなくすることができないばかりか、殺処分の減少や国民の動物愛護意識の向上を妨げる。

生体・死体を問わず、そもそも、犬猫の払い下げには何ら義務はなく、払い下げ先との癒着など単なる悪習によるものであり、動物愛護行政の推進を阻害する行為に他ならない。また、行政の業務は本来、公正なものでなければならないが、払い下げに関する業務費用はすべて市民の税金で賄われ、一部の業者や機関への不当な税金運用であることから、払い下げを決して容認することはできない。

動物の死体の取扱いについては、国会でも議論され、衆参両議院の環境委員会決議において、「五 動物の死体については、我が国の伝統的な動物観や近年における動物愛護の精神の浸透を踏まえて取り扱うよう努めること。(以下省略)」と盛り込まれた。

昨今、動物霊園にお墓をつくる人、遺灰を自宅で大切に持ち続けている人が増え、さらには飼い主と動物と一緒に入れるお墓ができていることを考えても、動物の死体を丁重かつ畏敬の念をもって扱うべきであるのは言うまでもない。

「第5 死体の処理」に関しては、5月17日の中央環境審議会動物愛護部会において、青木人志委員から、「死体の払い下げについて削除しないのは、まだ払い下げがあるからか？」との質問があり、田邊室長より「死体の払い下げの現状が確認できていない。調査して確認できたら、修正したい」との答弁がなされた。

そこで、当会では、この5月～6月にかけて全国の都道府県・指定都市・中核市全109自治体に対して、死体の払い下げの有無の調査を行ったところ、払い下げを行っているのは全国109自治体中、奈良県、鳥取県、横浜市の3自治体のみと判明した。

奈良県は、「伝統技術の保存のため」として三味線用に民間の業者に払い下げを行っている。長年、実施していた生体の払い下げに関連して、全国自治体の動物行政と民間の業者との間で様々な問題が発生した。それは悪質なものでは金銭授受といった不正であるが、動物行政の使命は払い下げる動物をなくすことである。払い下げ先の業者と密接な関係を続けるために払い下げ動物を確保することではない。

また、奈良県は「伝統技術の保存のため」と主張しているが、その主張を認め、伝統技術の保存のために死体の払い下げが必要というならば、その払い下げ動物を提供している、動物の飼養を途中放棄する無責任な飼い主もまた必要ということになる。つまり、動物の遺棄や飼養の途中放棄という不法とも言える行為が存在しなければ、伝統は守れないということになる。行政や動物保護団体が、引取りや殺処分を減少させようと懸命に取り組んでいるなか、無責任な飼い主の存在を維持させるような払い下げは断じて許されない。

三味線には犬や猫の皮が使用されてきたが、国民の動物愛護意識が年々向上していることを鑑みても、この時代に飼い主に見捨てられ、殺された犬猫を三味線に転用するといった行いは国民の理解を得られない。

鳥取県は現時点では払い下げをしているが、「社会的な状況を考慮し、必要に応じて廃止を検討する」と回答していることから、払い下げを廃止することは十分可能であり、当会も働きかけているところである。

横浜市の場合は、犬の死体を農水省の動物検疫所に職員の研修利用目的で払い下げを行っている。しかし、動物検疫所に確認したところ、「もし、研修時期に死体があれば」と、決して積極的に払い下げを求めているわけではないとの姿勢であり、それに加え、昨年度は払い下げがなかったことを考えても、廃止することになんら支障はないと言える。

そして、もっとも注目すべきは、全国109自治体のうち、死体の払い下げを行っているのが、この3自治体のみという状況で、これはつまり、死体の払い下げは全国的に廃止されたのも同然との現状を示すものである。

すでに社会は生体の払い下げと同様に「死体の払い下げ」をも拒絶し、これに自治体も応じているということである。よって、もはや「死体の払い下げ」を容認する規定を残す根拠や意義はないと考える。

先に述べたとおり、「死体の払い下げ」にはいくつもの問題点がある。たった3自治体のために、この「死体の払い下げ」という悪習を認める記述を残すべきではない。

もし、貴環境省が、「すべての自治体で死体の払い下げが廃止されたなら、規定は削除する」というお考えであるならば、それは単なる文言の直しであって、「改正」ではない。動物愛護部会での審議やパブリックコメントなどを受けて、より良い「措置」にしようとするならば、今、まさに「改正」は不可欠である。

そのようなことから、「ただし、化製その他の経済的利用に供しようとする者へ払い下げる場合は、この限りでない」という一文を削除することをあらためて要望する。

以上